

社会福祉法人心愛志太評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心愛志太の評議員に対して支給する報酬について、定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で支給する。
2 評議員が、評議員会等に出席した場合の報酬は、日額5,000円と交通費実費を支給する。

(支給方法)

第3条 報酬の支給は、当日払いとする。

附則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

社会福祉法人心愛志太役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心愛志太の理事並びに監事（以下「役員」という。）に支給する報酬について、定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員は、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で支給する。

2 理事長の報酬は、1日4時間以内は6,000円、4時間以上の場合は10,000円と交通費実費を支給する。ただし、月額報酬の上限を170,000円とする。

3 役員が、理事会等に出席したとき、その他法人業務に携わった場合の報酬は、1日4時間以内は、5,000円、4時間以上の場合は8,000円と交通費実費を支給する。

(支給方法)

第3条 報酬の支給日は、翌月10日とする。ただし、その日が、金融機関休業日の場合はその前営業日とする。

ただし、第2条第3項の支払いについては、当日払いとする。

附則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

この規程は、平成29年12月14日から施行する。